

スクリーニング手続の 導入に関する検討

令和5年12月19日

環境保全課

議題2 説明内容

- 1 スクリーニング手続の概要
- 2 審議事項 「スクリーニング手続の導入について」
- 3 想定スケジュール

スクリーニング手続とは

計画段階環境配慮書(配慮書)

(届出)

スクリーニング手続(判定)

(環境影響の確認が必要)

(環境影響の確認が不要)

環境影響評価**必要**

環境影響評価**不要**

環境影響評価方法書(方法書)
以降の手続

事業着手

事業着手

- 環境影響評価を行うかどうか**判定する**手続
- 環境影響評価**不要**となった場合、方法書以降の手続を省略
- 配慮書手続を実施する場合、配慮書についての専門家の意見や市町村の意見を聴いて判断できる

※判定を経ずに方法書以降の手続を行うこともできる。

スクリーニング手続の効果等

スクリーニング手続の効果・目的

- 現行の条例では、例えば建替え等の事業で、技術の向上により現状より環境負荷が低減する場合でも全ての手続を行う必要がある。
 - ➡ スクリーニング手続で「手続不要」と判定されれば、手続を簡略化できる。

スクリーニング手続の課題・対応

- 環境影響が大きい事業の見逃しを防ぐ必要がある。
 - ➡ 配慮書手続を実施することで環境影響を把握可能となる。
 - ➡ さらに「判定基準」を明確化し、環境影響の程度の判断根拠とすることが必要。

検討の経緯等

- 熊本市が(仮称)熊本市環境影響評価条例の制定を予定しており、その中で主に建替え等の事業を対象として、スクリーニングの導入も検討されている。
(R5.5.31、R5.7.21、R5.11.22 熊本市環境審議会)
- 熊本市のみがスクリーニング手続を導入した場合、熊本市が環境影響評価不要とした事業については、県条例に基づく環境影響評価が必要となる。
(県条例第48条第2項)

⇒ 県条例においてもスクリーニング手続の導入について検討が必要

スクリーニング手続の導入状況

対象事業	配慮書手続			備考
	必須	任意	なし	
すべての事業	長崎県 ※一部任意			
第二種事業等	横浜市 浜松市 神戸市	国(法アセス) 北海道 京都府 石川県 山口県 福井県 徳島県 長野県 札幌市	青森県 静岡県 岩手県 高知県 福島県 千葉県 山梨県	千葉:関連事業 山梨:第三分類事業

➡ 本県は「第二種事業」等の設定なし、配慮書手続必須のため、導入の場合は、長崎県のパターンが想定される。

自治体名	スクリーニング対象事業	スクリーニング対象の規模	県条例の適用除外
北海道	第二種事業		
札幌市	第二種事業	引き下げ	あり

※札幌市の「第二種事業」は特定地域にのみ適用される。
また、札幌市の「第二種事業」は、北海道の「第二種事業」より規模の小さい事業。

【北海道環境影響評価条例】

第66条 市町村が第二種事業又は対象事業に係る計画段階配慮事項についての検討、環境影響評価その他の手続及び事業の実施に際して講ぜられる措置等に関する手続について制定した条例の内容が、この条例の趣旨に則したものであり、かつ、環境保全についてこの条例と同等以上の効果を有するものと知事が認めるときは、この条例の規定は、当該第二種事業又は対象事業については、適用しない。

自治体名	スクリーニング対象事業	スクリーニング対象の規模	県条例の適用除外
神奈川県	なし		
横浜市	第二種事業	原則引き下げ	あり

※神奈川県の対象事業は、地域を甲、乙、その他に区分。
横浜市条例でのスクリーニング対象事業は「その他」より引き下げた基準。

【神奈川県環境影響評価条例】

第83条 この条例は、市町村が環境保全上の見地から地域の特性に応じて、この条例と異なる制度を設けることを妨げるものではない。

2 市町村が環境保全上の見地から制定する環境影響評価に関する条例の内容が、この条例の趣旨に則したものであり、かつ、この条例と同等以上の効果が期待できるものと知事が認めて公示したときは、この条例は、当該市町村の区域には、適用しない。

自治体名	スクリーニング対象事業	スクリーニング対象の規模	県条例の適用除外
静岡県	第二種事業		
静岡市	なし	なし	あり
浜松市	第二種事業	同一	あり

【静岡県環境影響評価条例】

第51条 第1種事業又は第2種事業に関し、市町の条例によりこの条例の規定による環境影響評価等と同等以上の環境影響評価等が行われると知事が認めるときは、当該事業に伴う環境影響評価等その他の手続については、この条例の規定は、適用しない。

自治体名	スクリーニング対象事業	スクリーニング対象の規模	県条例の適用除外
兵庫県	なし		
神戸市	第二種事業	原則引き下げ	あり

【兵庫県環境影響評価に関する条例】

5 環境影響評価に関する手続が定められているものとして規則で定める市町の条例又は国の行政機関の長が定める措置等の適用を受ける対象事業等については、この条例の規定は、適用しない。

【兵庫県環境影響評価の関する条例施行規則】

第33条 条例第34条第5項に規定する規則で定める市町の条例は、神戸市環境影響評価等に関する条例（平成9年10月神戸市条例第29号）とする。

※兵庫県条例では市町村の条例に対し「同等以上」であることを求めている。

熊本県・熊本市の条例の検討状況

自治体名	対象事業の区分	スクリーニング対象事業	県条例の適用除外
熊本県	なし	なし→検討中	
熊本市	第一種事業	検討中	未定
	第二種事業 (指定地域※)	検討中 (導入予定)	

※江津湖・金峰山周辺を指定地域とし、県の対象事業(≡市の第一種事業)より厳しい規模要件を検討している。

【熊本県環境影響評価条例】

第48条(2項) 市町村が対象事業に係る環境影響評価及び事後調査に関し条例を制定している場合において、当該条例の内容がこの条例の趣旨に即したものであり、かつ、環境の保全に関しこの条例と同等以上の効果が期待できるものとして知事が指定したときは、当該市町村の区域内に限って実施される対象事業については、この条例の規定は、適用しない。

議題2 説明内容

- 1 スクリーニング手続の概要
- 2 審議事項 「スクリーニング手続の導入について」
- 3 想定スケジュール

導入自治体のスクリーニング手続の流れ

① 計画段階環境配慮書(配慮書)

(届出)

②

スクリーニング手続(判定) ③

(環境影響の確認が必要)

(環境影響の確認が不要)

④

環境影響評価**必要**

環境影響評価**不要**

⑤

環境影響評価方法書(方法書)以降の手続

事業着手

事業着手

① 配慮書手続	必須	4自治体
	任意	8自治体
	なし	7自治体

② 判定の契機	届出	19自治体
---------	----	-------

③-1 専門家(審査会)への意見聴取	義務	3自治体
	可能	6自治体

③-2 市町村への意見聴取	13道府県/15道府県	
---------------	-------------	--

④ 判定までの期間	60日or2月	16自治体
	30日	2自治体

⑤ 判定なしの方法書以降の手続	可能	18自治体
-----------------	----	-------

(事務局案) スクリーニング手続の導入について

以下の①～④を前提としてスクリーニング手続を導入する。

- ① 配慮書手続は実施する。
(配慮書手続の結果を確認したうえで、判定する)
- ② 「判定基準」の運用を厳しくし、環境影響評価不要と判定する事業は、
実質的に建替え等、環境負荷の増加がないことが明らかな事業に限定する。
- ③ 判定の際は、審査会の意見を聴くこととする。
- ④ 判定は、市町村長の意見を踏まえて判断する。

(事務局案) 環境影響評価不要又は必要の事業

不要と判断する例(想定)

環境保全を目的とした法令の指定地域ではないことを前提として

- 風力発電機の建替え事業
(同規模の大きさの発電機に建替え)
- 一般廃棄物焼却施設の建替え事業
(同規模の大きさの施設に建替え)

必要と判断する例(想定)

- 風力発電機の建替え事業
(既存発電機より大きな発電機に建替え)
- 一般廃棄物焼却施設の建替え事業
(周囲の宅地化により既存施設の建設時と比較して環境配慮が必要な施設が極端に増加)

(事務局案) 熊本県のスクリーニング手続の流れ

① 計画段階環境配慮書(配慮書)

(届出) ②

③ スクリーニング手続(判定)

(環境影響の確認が必要)

(環境影響の確認が不要) ④

環境影響評価**必要**

環境影響評価**不要**

⑤ 環境影響評価方法書(方法書)以降の手続

事業着手

事業着手

① 配慮書手続

必須

② 判定の契機

届出

(配慮書手続と同時も可)

③-1 専門家(審査会)への意見聴取

必須

(配慮書の審査会と兼ねることも可)

③-2 市町村への意見聴取

必須

④ 判定までの期間

届出から60日又は

配慮書に対する知事意見から60日

⑤ 判定なしの方法書以降の手続

可能

(事務局案) 熊本県のスクリーニング手続の流れ

① 配慮書手続

必須

- 現行の規定で「必須」としていることから、変更せず、今後も必須とする。

② 判定の契機

届出

- 環境影響評価は事業者が主体となるため、スクリーニングを行うか否かの判断も同様とする。
- 届出は方法書手続より前とする。

③-1 専門家(審査会)への意見聴取

必須

- 専門的見地からの意見は重要である。
- ただし、配慮書に対する審査会時に併せてスクリーニングの可否を聴取することも可能とする。

(事務局案) 熊本県のスクリーニング手続の流れ

③-2 市町村への意見聴取

必須

- 多くの道府県での手続の流れと同様。
- 地域の状況をよく知る市町村の意見は重要である。

④ 判定までの期間

配慮書に対する知事意見から60日

知事意見後届出があった場合は届出から60日

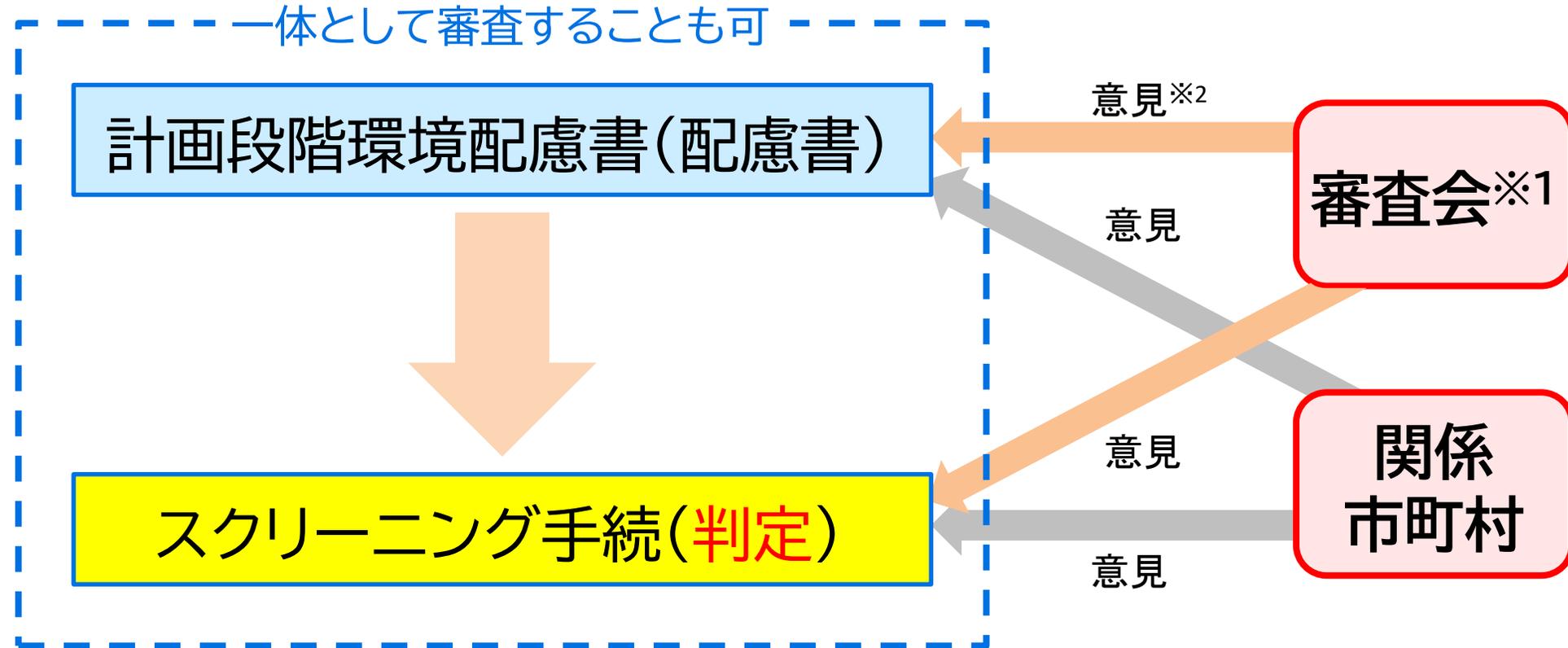
- 多くの自治体での手続の流れと同様。
- 配慮書の意見までの期間90日より短く設定する。
- ただし、配慮書手続と同時の届出の場合、知事意見後60日とする。

⑤ 判定なしの方法書以降の手続

可能

- 多くの自治体での手続の流れと同様。
- 明らかに環境影響評価が必要な場合もあるため、判定をせず方法書以降の手続も可能とする。

(事務局案) 既存の規定と組み合わせた運用



※1 審査や判定に必要な場合、委員以外の専門家の意見を聴くことができる。
(条例第43条第6項の規定の活用)

※2 これまでの審査会意見に加え、「環境影響評価手続不要と考えられる」「〇〇の項目に関しては環境影響評価不要と考えられる」といった意見を含む。

国の判定基準の基本的な考え方

環境影響評価法に基づく基本的事項(H9環境庁告示第87号)

(1) 個別の事業の内容に基づく判定基準 = 事業特性に応じた基準

- ア 当該事業が、同種の事業の一般的な事業の内容と比べて環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合
- イ 当該事業が、他の密接に関連する同種の事業と一体的に行われることにより、総体としての環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合

(2) 環境の状況その他の事情に基づく判定基準 = 地域特性に応じた基準

- ア 環境影響を受けやすい地域又は対象が存在する場合
例:閉鎖性海域、学校、病院、住居専用地域、水道原水取水地点、自然林、湿原、藻場、干潟、サンゴ群集、自然海岸
- イ 環境の保全の観点から法令等により指定された地域又は対象が存在する場合
例:大防法又は水濁法の総量規制基準のある地域、自然公園の地域
- ウ 既に環境が著しく悪化し、又はそのおそれが高い地域が存在する場合
例:環境基準未達成地域

(事務局案) 熊本県の判定基準

基本的な事項及び考え方(1)

※具体的な表現は庁内関係課や熊本市と協議

- ① 以下に該当する場合、環境影響評価**不要**と判断する
 - 当該事業が、事業の実施前と比較し、環境影響の明確な変化が認められない又は改善するもの
全ての事業を対象とする(第二種事業等ではない)ことから環境庁告示(1)アより限定した表現を想定。

- ② ただし、次ページのいずれかに該当する場合、環境影響評価**必要**と判断する

(事務局案) 熊本県の判定基準

基本的な事項及び考え方(2)

※具体的な表現は庁内関係課や熊本市と協議

② 以下のいずれかに該当する場合、環境影響評価**必要**と判断する

- 事業実施区域又はその周辺に環境影響を受けやすい地域又は施設が存在し、かつ、当該対象の特性に応じて特に配慮すべき環境の構成要素(環境要素)に係る環境影響を及ぼすおそれがあるもの
閉鎖性海域、学校、病院、住居専用地域、水道原水取水地点、自然林、藻場、干潟、サンゴ群集、自然海岸 等
- 環境保全を目的とした法令等により指定された地域等が存在し、かつ、環境要素に係る環境影響を及ぼすおそれがあるもの
自然公園、鳥獣保護区、ラムサール条約登録湿地、名勝、天然記念物(動植物の種を除く)、保安林 等
- 環境基準等を超過する地域等が存在し、かつ、環境要素に係る環境影響を及ぼすおそれがあるもの
大気(NO₂、SPM)、水質(BOD、COD、T-N、T-P)、騒音の環境基準を超過している地域、地下水の汚染が確認されている地域 等

➡ ①に該当、かつ、②のいずれにも該当しない場合、環境影響評価**不要**と判断

議題2 説明内容

- 1 スクリーニング手続の概要
- 2 審議事項 「スクリーニング手続の導入について」
- 3 想定スケジュール

想定スケジュール

導入の場合

R5	R6	R6	R6	R6	R6	R6	R6	R6	R6	R6	R7
12/1	12/19 (1/26)	2月	3月	3月	4月 ~6月	6月 ~7月	8月頃	9月	9月頃	11月 ~12月	4月
第1回検討部会 済	第2回検討部会 〓本日	報告(検討部会↓環境審議会) ※検討状況によっては 開催しない。	環境審議会	答申(環境審議会↓県知事)	庁内協議	パブリック・コメント 手続	法令審議会	県議会へ議案提出	改正条例公布	改正規則公布	改正条例・規則施行